

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

第二条 農林中央金庫は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、この告示による改正後の農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の規定の例によることができる。